

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。  
 その関係図面は、平成28年2月29日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成28年2月29日

北陸地方整備局長 藤山 秀章

1 道路の種類及び路線号	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道7号	新潟市中央区本町通七番町地先から村上市坂町地先まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
〃	村上市坂町地先から同市伊呉野地先まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所
一般国道8号	新潟市中央区本町通七番町地先から三条市土場地先まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
〃	三条市大字若宮新田地先から柏崎市米山町地先まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所
〃	上越市柿崎区竹鼻地先から富山県下新川郡朝日町境地先まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所
〃	富山県下新川郡朝日町境地先から石川県河北郡津幡町字九折地先まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所
〃	石川県河北郡津幡町字九折地先から加賀市熊坂町地先まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所
一般国道17号	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国地先から三条市大字若宮新田地先まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所
〃	三条市土場地先から新潟市中央区本町道理七番町地先まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
一般国道18号	長野県上水内郡信濃町大字野尻地先から上越市大字下源入地先まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所
一般国道41号	飛騨市神岡町谷地先から富山市金泉寺地先まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所
一般国道49号	新潟県東蒲原郡阿賀町八ツ田地先から新潟市中央区明石二丁目地先まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
一般国道113号	新潟市中央区本町通七番町地先から同区万代三丁目地先まで	〃
〃	村上市坂町地先から新潟県岩船郡関川村大字金丸地先まで	〃
一般国道116号	柏崎市大字長崎地先から長岡市寺泊敦ヶ曾根地先まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所
〃	長岡市寺泊敦ヶ曾根地先から新潟市中央区本町通七番町地先まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所
一般国道156号	砺波市庄川町小牧地先から高岡市上四屋地先まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所
一般国道157号	金沢市青草町地先から白山市白山町地先まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所
一般国道159号	七尾市川原町地先から金沢市青草町地先まで	〃
一般国道160号	七尾市川原町地先から同市大泊町地先まで	〃
〃	氷見市脇地先から高岡市四屋地先まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日 平成28年4月1日